

令和5年度

水田における園芸作物転換拡大事業のご案内

主食用米から園芸作物への転換拡大に取り組む農業者等を対象に、転換拡大した面積に応じて、作付転換に要する経費等の一部を支援します。

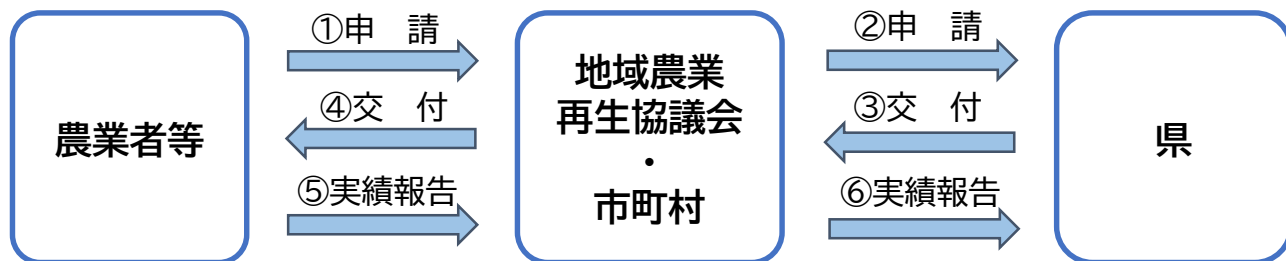
支援の内容等

対象となる 農業者等 (取組主体)	主食用米から園芸作物への転換に取り組む農業者、農業法人及び 集落営農組織。 ※ 暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等を除く。
対象作物	次の要件を満たす園芸作物 ・ 令和5年産として水田(※)に基幹作として作付されていること。 ・ 収穫物の出荷・販売を行うこと。 ※ 水田活用の直接支払い交付金の交付対象水田を指します。
補助金 交付額	5,000円以内 / 10a
補助要件	取組主体が次の(1)及び(2)の要件すべてを満たしていること (1) 今年産主食用米の作付面積が前年産から減少していること。 (2) 今年産の対象作物の作付面積が前年産から拡大していること。 ※ 経営規模拡大やブロックローテーション等の取組の場合は、別に要件を 定めていますので、該当する場合があります。
補助対象 農地	水田活用の直接支払交付金の交付対象水田
補助対象 面積	次の①及び②を比較し、小さい値の面積を補助対象面積とします。 ① 昨年産主食用米作付面積 - 今年産主食用米作付面積 ② 今年産対象作物作付面積 - 昨年産対象作物作付面積 ※ 経営規模拡大やブロックローテーション等の取組の場合は、別の算定 により計算します。 ※ a (アール) 未満は切り捨てとし、10aに満たない場合は対象外となり ます。

補助金の手続き等

本補助金の申請をする際は、地域農業再生協議会又は市町村が手続き先になります。申請方法や募集期間は地域等によって異なりますので、地域農業再生協議会等へお問い合わせください。

<参考：事業の主な流れ>



その他の支援等

◆都道府県連携型助成

本事業は、国の「都道府県連携型助成」（水田活用の直接支払交付金の1メニュー）に対応した事業として、国に申請中です。

承認された場合、県の支援単価と同額で、国による追加的な支援を受けることができます（県とは別に、国から直接農業者に支払われます）。

（注）交付対象は今年度の経営所得安定対策等交付金申請者に限る。

◆このほか、産地交付金等の活用ができる場合があります。産地交付金のメニューは地域により異なりますので、詳細はお住まいの市町村の地域農業再生協議会にお問合せください。

問合せ先（事業に関する問合せ）

宮城県農政部みやぎ米推進課 水田農業班	（ TEL：022-211-2842 ）
大河原地方振興事務所 農業振興部	（ TEL：0224-53-3289 ）
仙台地方振興事務所 農業振興部	（ TEL：022-275-9250 ）
北部地方振興事務所 農業振興部	（ TEL：0229-91-0717 ）
北部地方振興事務所栗原地域事務所 農業振興部	（ TEL：0228-22-2268 ）
東部地方振興事務所 農業振興部	（ TEL：0225-95-7809 ）
東部地方振興事務所登米地域事務所 農業振興部	（ TEL：0220-22-3535 ）
気仙沼地方振興事務所 農業振興部	（ TEL：0226-24-2534 ）

※申請方法・申請期間については、各地域農業再生協議会にお問合せください。